

大阪市公報

発行所
大阪市役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話06-6208-7444

目 次

規 則

○大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則 3

告 示

○放置自動車の処理 3

○大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会委員選挙の
当選人の決定 4

○一般競争入札の執行（夢洲3区地盤改良工事） 5

○ゆとりとみどり振興局等所管の公共工事の発注の見通しに関する
事項並びに契約管財局等発注工事に係る入札及び契約の過程並び

に契約の内容に関する事項を閲覧に供する方法 9

○道路の位置指定 11

○道路の廃止 12

○道路の廃止 12

○道路の廃止 13

○道路の廃止 14

○開発行為に関する工事の完了 15

○開発行為に関する工事の完了 16

○開発行為に関する工事の完了 17

○開発行為に関する工事の完了 18

○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定 19

○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 21

○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 22

○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止 24

○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の再開 24

○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定 25

○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更 29

○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止 30

○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律に基づく施術者の指定	31
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の変更	33
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止	34
○大阪城天守閣の供用時間の変更の承認	35
○都市公園法違反物件の除却	36
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告	36
○特定計量器の定期検査	37
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の全部指定解除	38
○放置自動車の処理	38
○道頓堀川についての通航制限水域及び通航方法の指定	39
○大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 名称変更等	40
○消防法に基づく貯蔵所等の使用の緊急停止命令	41
○住民監査請求に対する監査結果の公表	41
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並び に補助できる期間	56
公 告	
○平成 23 年大阪市公告第 126 号（一般競争入札の執行（土地及 び建物付土地の売払い））及び第 127 号（一般競争入札の執行 （土地・建物の売払い））の一部訂正	57
○一般競争入札の執行（工事廃材等の売払い）	58
○一般競争入札の執行（中古小型パワーショベル及び中古軽トラ ックの売払い）	60

公布された規則のあらまし

◇ 大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 情報公開室市民情報部の関西広報センター担当課長を廃止することにしました。
- 2 この規則は、平成23年10月 1 日から施行することにしました。

（平成23年大阪市規則第108号 総務局行政部行政課）

規 則

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 23 年 9 月 28 日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第 108 号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和 24 年大阪市規則第 133 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 情報公開室市民情報部の項中

「

企画広報担当課長	1
関西広報センター担当課長	1

」

を

「

企画広報担当課長	1
----------	---

」

に改める。

附 則

この規則は、平成23年10月 1 日から施行する。

(平23. 9. 28掲示済)

告 示

大阪市告示第 1063 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 71 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 23 年 9 月 22 日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年10月6日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種類	場所
自動二輪車 (ヤマハ 青色)	浪速区元町3丁目4番先

(建設局管理部路政課)

(平23. 9. 22掲示済)



大阪市告示第1064号

平成23年9月21日に執行した大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会委員選挙において、次のとおり当選人を決定したので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定により公告する。

平成23年9月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 施行地区内の宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

氏名又は名称	住所又は所在地
新崎 治彦	大阪市東淀川区東淡路四丁目34番15号
馬場 富助	大阪市東淀川区東淡路四丁目33番7号
増田 功夫	大阪市東淀川区東淡路二丁目16番1号
大西 己信	大阪市東淀川区豊里一丁目7番2号
吉川 武	大阪市東淀川区東淡路四丁目28番10号
吉田 秀雄	大阪市東淀川区淡路五丁目5番8号
青谷 守家	大阪市東淀川区東淡路四丁目12番3号
大前 久明子	大阪市東淀川区西淡路三丁目8番30号
中畠 ひろし	大阪市東淀川区菅原五丁目11番22号

2 施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の当選人

氏名又は名称	住所又は所在地
池尾 由美子	大阪市東淀川区東淡路四丁目14番24号

3 施行地区内の宅地の所有者のうちから選挙される委員の予備委員

氏名又は名称	住所又は所在地
株式会社 アイツーエム	大阪市中央区日本橋二丁目10番17号

(都市整備局 淡路土地区画整理事務所)

(平23. 9. 22掲示済)



大阪市告示第1114号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成23年10月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担当

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部工事契約担当 電話 06-4395-7152

2 入札に付する事項

(1) 工事名称 夢洲3区地盤改良工事（その25）[シート・敷砂・盛砂・ドレーン]

(2) 工事場所 大阪市此花区夢洲3区

(3) 工期 契約締結日から平成25年3月31日まで
(一部完成期限：平成24年11月30日)

(4) 工事概要 シート工・敷砂工・盛砂工・ドレーン工 約25万m²

(5) 入札方法 大阪市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）

(6) 発注方式 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）方式

(7) 入札予定価格 事後公表

(8) 低入札価格調査 適用

3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 共同企業体に関する条件

- ① 経営形態は共同施工方式とする。
- ② 2社で自主結成すること
- ③ 最低出資比率は30%とする。

(2) 共同企業体の構成員（代表者を含む）に関する条件

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）結果の土木一式工事総合評定値が代表者は1200点以上、代表者以外の構成員は1000点以上であること

なお、入札参加申請時点で有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値

通知書の数値を採用すること

- ② 建設業法に基づく「土木工事業」の特定建設業許可を有すること
 - ③ 代表者は、次に掲げる全ての条件を満たす監理技術者を専任で配置できること
 - ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
 - イ 入札参加申請日現在で、常勤の自社社員であり、かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者
 - ウ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
 - ④ 代表者以外の構成員は、次に掲げる全ての条件を満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること
 - ア 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
 - イ 入札参加申請日現在で、常勤の自社社員であり、かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者
 - ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
 - ⑤ 大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完納していること
 - ⑥ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること
 - ⑦ 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において土木工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと
 - ⑧ 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと
 - ⑨ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
 - ⑩ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
 - ⑪ 経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過していないこと
 - ⑫ 各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできないものとする。
 - ⑬ 代表者は出資比率が構成員中最大であること
 - ⑭ 代表者は平成8年度以降に、元請として完成させた陸上機械によるバーチカルドレン（プラスチックボードドレン、ドレン打設深度20m超）の施工実績を有していること
- ただし、共同企業体としての実績は、出資比率30%以上のものに限る。

(3) 関係会社の参加制限

入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合（該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）は、そのうちの1者しか参加できない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合

ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合

ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ 以下のいずれかに該当する 2 者の場合

ア 組合とその組合員

イ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合

ウ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店・営業所の所在地が、同一場所である場合

エ 一方の会社の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

オ 一方の会社の本市入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社と同一である場合

④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

4 入札説明書の交付

公告日から電子調達システム及び 1 の担当で交付する。

なお、1 の担当での交付は、平成 23 年 10 月 24 日（月）までとする。

5 入札参加申請書等の提出

公告日から平成 23 年 10 月 24 日（月）午後 5 時までに電子入札システム及び郵送により行うこと

6 設計図書等の交付

平成 23 年 11 月 2 日（水）に電子入札システム又は郵送により交付する。

7 入札書の提出期間

平成 23 年 12 月 5 日（月）午前 9 時から同月 6 日（火）午後 5 時までに電子入札システムにより提出すること

なお、郵便入札の場合は平成 23 年 12 月 6 日（火）午後 5 時までに必着すること

8 工事費内訳書の提出

入札にあたっては、工事費内訳書の提出を要する。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成 23 年 12 月 7 日（水）午前 10 時 00 分

(2) 場所 電子入札システム及び大阪市契約管財局契約部入札室

10 入札の無効

(1) 大阪市契約規則第 28 条第 1 項の規定に該当する入札

(2) 工事費内訳書を提出しない者が行った入札

(3) 低入札価格根拠資料提出の求めに応じない者の入札

(4) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

(5) 低入札価格調査、公正入札調査等により開札時に落札決定しない場合において、入札を行った共同企業体の構成員が、開札時から落札決定までの間ににおいて次のいずれかに該当した場合

① 建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において土木工事業の営業ができないものに限る。）を受けた場合

② 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けた場合

③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

④ 直近の経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過した場合

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者の入札が低入札価格調査基準価格を下回る価格である場合は低入札価格調査を行い、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

12 契約条項を示す場所

大阪市電子調達システム及び 1 の担当とする。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付（契約金額の 100 分の 10 以上納付）

14 契約締結後の技術提案

当該工事は契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける V E 方式の試行工事である。

15 その他

(1) この調達については、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受

けるものである。

- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書の作成の要否　　要
- (4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無
- (5) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (7) 詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Subject matter of the contract :
Ground Improvement Work for the 3rd Section of Yumeshima (phase 25)
[Geogrid, Sand Mat, Filling, Plastic Board Drain]
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation :
5:00PM, 24 October 2011
- (3) The date and time for the submission of tenders :
 - ①on the Osaka City Electronic Tender System :
from 9:00AM, 5 December 2011 to 5:00PM, 6 December 2011
 - ②by post : 5:00PM, 6 December 2011
- (4) A contact point where tender documents are available :
Public Works Contracts Department Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The city of Osaka 2-1-1300, Benten 1-Chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7152

(契約管財局契約部工事契約担当)



大阪市告示第 1115 号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 34 号)第 5 条第 3 項の規定により、ゆとりとみどり振興局、経済局、中央卸売市場、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、消防局及び教育委員会事務局所管の公共工事の発注の見通しに関する事項並びに同令第 7 条第 5 項の規定により、契約管財局、ゆとりとみどり振興局、都市整備局、建設局、港湾局及び教育委員会事務局発注工事に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する

る事項を閲覧に供する方法を告示します。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 閲覧に供する方法

	発注の見通しに関する事項		入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項
閲覧に供する方法 所管局等	以下の閲覧所を設け、併せてインターネットを利用して、閲覧に供する。 閲覧所所在地 ホームページ掲載場所		以下の閲覧所を設け、閲覧に供する。
契約管財局			大阪市港区弁天 1-2-1 オーク 1 番街 13 階 契約部閲覧室
ゆとりとみどり振興局	大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 6 階 緑化推進部 閲覧室		大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 12 階 企画部庶務担当
経済局	大阪市住之江区南港北 2-1-10 A T C ビル O's (オズ) 棟 南館 4 階 総務部総務課	大阪市ホームページ http://www.city.osaka.lg.jp/jigyosha_top/category/1092-3-4-0-0.html	
中央卸売市場	大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 15 階 総務担当		
環境局	大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 13 階 総務部総務課 (契約担当)		

都市整備局	大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 6階 企画部総務課（契約グループ）	大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 6階 企画部総務課（契約グループ）
建設局	大阪市住之江区南港北 2-1-10 A T Cビル I TM棟 6階 閲覧コーナー	大阪市住之江区南港北 2-1-10 A T Cビル I TM棟 6階 総務部経理課
港湾局	大阪市住之江区南港北 2-1-10 A T Cビル I TM棟 10階 港湾局入札室	大阪市住之江区南港北 2-1-10 A T Cビル I TM棟 10階 港湾局入札室
消防局	大阪市西区九条南 1-12-54 総務部総務課	
教育委員会事務局	大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 3階 総務部総務課（調達）	大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 3階 総務部総務課（調達）

2 閲覧所による閲覧時間

- (1) 契約管財局、ゆとりとみどり振興局、経済局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、消防局及び教育委員会事務局
午前 9 時から午後 0 時 15 分まで及び午後 1 時から午後 5 時 30 分まで
- (2) 中央卸売市場
午前 9 時から正午まで及び午後 0 時 45 分から午後 5 時 30 分まで
- (3) ただし、大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号）第 1 条に掲げる本市の休日を除く。

(契約管財局契約部契約制度担当)



建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、
道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

指定年月日及び指令番号

平成23年9月5日

大阪市指令大計建企第1019号

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
生野区 巽中 4 丁目	679 番 1	m 4.0	m 29.35	袋路状道路

(計画調整局建築指導部建築企画課)



大阪市告示第 1117 号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく次
の道路について、大阪市建築基準法施行条例(平成 12 年大阪市条例第 62 号)
第 5 条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

廃止承認年月日及び指令番号

平成 23 年 9 月 15 日

大阪市指令大計建企第 1022 号

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
住之江区 南港北 2 丁目	4 番の一部 無地番地の一部	m 15.0	m 30.00	

(計画調整局建築指導部建築企画課)



大阪市告示第 1118 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成 12 年大阪市条例第 62 号）第 5 条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

廃止承認年月日及び指令番号

平成 23 年 9 月 13 日

大阪市指令大計建企第 1017 号

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
淀川区 西三国 4 丁目	22 番の一部 27 番 1 の一部 29 番 1 の一部 29 番 2 の一部 30 番 1 の一部 30 番 2 の一部 243 番 6 の一部 244 番 5 の一部	m 4.0	m 57.559	

（計画調整局建築指導部建築企画課）



大阪市告示第 1119 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成 12 年大阪市条例第 62 号）第 5 条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

廃止承認年月日及び指令番号

平成 23 年 9 月 13 日

大阪市指令大計建企第 1021 号

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
中央区 内久宝寺町 2 丁目	27 番 10 の一部 27 番 11 の一部	m 4.0	m 81.46	

27 番 12 の一部			
27 番 13 の一部			
27 番 14 の一部			
27 番 15 の一部			
27 番 16 の一部			
27 番 17 の一部			
27 番 18 の一部			
27 番 19 の一部			
27 番 20 の一部			
27 番 37 の一部			
27 番 38 の一部			
27 番 39 の一部			
27 番 42 の一部			
27 番 43 の一部			
27 番 44 の一部			
27 番 45 の一部			
27 番 46 の一部			
27 番 47 の一部			
27 番 48 の一部			
27 番 55 の一部			
27 番 56 の一部			
27 番 57 の一部			
27 番 58 の一部			
27 番 59 の一部			
27 番 60 の一部			
27 番 61 の一部			
27 番 62 の一部			
27 番 63 の一部			
27 番 84 の一部			
27 番 86 の一部			
27 番 87 の一部			
27 番 88 の一部			

(計画調整局建築指導部建築企画課)



建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成 12 年大阪市条例第 62 号）第 5 条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

廃止承認年月日及び指令番号

平成 23 年 9 月 20 日

大阪市指令大計建企第 1023 号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
福島区		m	m	
福島 3 丁目	84 番 2 の一部 90 番 3 の一部 81 番 2 の一部 80 番 6 の一部 79 番 2 の一部	4.0	20.337	

（計画調整局建築指導部建築企画課）



大阪市告示第 1121 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第 36 条第 2 項の規定による検査の結果適合していたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成 21 年 9 月 24 日大阪市指令計（規）第 29 号

平成 22 年 6 月 3 日大阪市指令計（規）第 21-29 号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市西淀川区中島 1 丁目 100 番 592、100 番 593、100 番 594（3 工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 24 号

阪神電気鉄道株式会社

代表取締役 藤原 崇起

4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員(管径)	延長			
道路	6.000m	293.951m	開発者	開発者	すみ切り6 カ所含む。
道路	5.000m	75.740m	開発者	開発者	すみ切り5 カ所含む。

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第 1122 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第 36 条第 2 項の規定による検査の結果適合していたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成 23 年 3 月 1 日 大阪市指令計（規）第 108 号

平成 23 年 5 月 23 日 大阪市指令計（開）第 22-108 号（変更）

平成 23 年 6 月 23 日 大阪市指令計（開）第 22-108 号（変更）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市淀川区木川西 4 丁目 28 番、29 番の一部

（第 I 工区 28 番の一部、第 II 工区 28 番の一部及び 29 番の一部）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府東大阪市西石切町 1 丁目 4 番 23 号

関西地販有限会社

代表取締役 村田 修也

4 設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員(管径)	延長			
道路	4.000m	47.560m	開発者	開発者	
道路	4.000m	47.560m	開発者	開発者	
道路	4.000m	17.320m	開発者	開発者	

下水道	D=150 mm	11.150m	大阪市	—	0号組立マンホールインバート付1ヵ所、集水ますI型インバート付2ヵ所新設工
-----	----------	---------	-----	---	---------------------------------------

5 廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員(管径)	延長			
下水道	D=150 mm	2.000m	大阪市	—	集水ますI型 1ヵ所撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第 1123 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第 36 条第 2 項の規定による検査の結果適合していたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成 23 年 5 月 30 日 大阪市指令計（開）第 16 号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市此花区北港 2 丁目 3 番 1 部、3 番 2、3 番 4、3 番 18 部
3 番 19 部、4 番 2 部、4 番 15 部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

岐阜県大垣市青野町 1106 番地

中部興運株式会社

代表取締役 福下 勝良

4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員(管径)	延長			

緑地	—	—	開発者	開発者	面積 175.76m ²
----	---	---	-----	-----	-------------------------

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第 1124 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第 36 条第 2 項の規定による検査の結果適合していたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成 23 年 6 月 28 日 大阪市指令計（開）第 25 号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市阿倍野区晴明通 88 番 1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区長居 1 丁目 3 番 17 号

和光住宅販売株式会社

代表取締役 廣瀬 純一郎

4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	43.050m	開発者	開発者	すみ切り 2 カ所含む。
道路	6.000m	6.090m	開発者	開発者	すみ切り 2 カ所含む。
下水道	D=150mm	3.000m	大阪市	—	0 号組立マンホール インバート付 1 カ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第 1125 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①大阪がんクリニック ②大阪市北区天満 2 丁目 10 番 17 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①藤井クリニック ②大阪市北区梅田 2 丁目 1 番 22 号 ③平成 23 年 5 月 23 日

①こんどうクリニック ②大阪市都島区高倉町 1 丁目 7 番 7 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①吉田クリニック ②大阪市都島区都島本通 3 丁目 16 番 10 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①松澤呼吸器クリニック ②大阪市中央区西心斎橋 1 丁目 12 番 11 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①なかむら皮フ科 ②大阪市西区西本町 3 丁目 1 番 1 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①おおさき内科クリニック ②大阪市天王寺区上本町 6 丁目 9 番 21 号 ③平成 23 年 8 月 1 日

①かわぎし内科 ②大阪市天王寺区堀越町 16 番 10 号 ③平成 23 年 6 月 27 日

①杉田眼科クリニック ②大阪市東成区大今里西 1 丁目 26 番 5 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①荒川診療所 ②大阪市生野区鶴橋 2 丁目 18 番 10 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①野江クリニック ②大阪市城東区中央 2 丁目 14 番 305 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①藍の都脳神経外科病院 ②大阪市鶴見区放出東 2 丁目 21 番 16 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①すぎやま耳鼻咽喉科クリニック ②大阪市鶴見区横堤 3 丁目 11 番 14 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①坂口医院 ②大阪市住吉区長居東 4 丁目 11 番 12 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①土田クリニック ②大阪市住吉区我孫子西 2 丁目 2 番 20 号 ③平成 23 年 7

月 1 日

①なごみ診療所 ②大阪市東住吉区田辺 4 丁目 12 番 14-102 号 ③平成 23 年 7

月 1 日

①山本クリニック ②大阪市東住吉区駒川 5 丁目 8 番 2 号 ③平成 23 年 7 月 1

日

①福嶋クリニック ②大阪市平野区瓜破 1 丁目 3 番 12 号 ③平成 23 年 7 月 1

日

①船本医院 ②大阪市平野区流町 2 丁目 1 番 38-403 号 ③平成 23 年 8 月 1 日

①森本整形外科 ②大阪市西成区旭 1 丁目 8 番 1 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①あおぞらデンタルクリニック ②大阪市福島区野田 3 丁目 12 番 22 号 ③平

成 23 年 7 月 1 日

①伊藤歯科医院 ②大阪市中央区今橋 1 丁目 7 番 2 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①山下デンタルクリニック ②大阪市中央区南本町 3 丁目 1 番 12 号 ③平成

23 年 8 月 1 日

①とみもと歯科医院 ②大阪市港区港晴 4 丁目 1 番 10 号 ③平成 23 年 7 月 1

日

①三輪歯科医院 ②大阪市天王寺区玉造元町 7 番 16 号 ③平成 23 年 5 月 1 日

①晃司歯科医院 ②大阪市淀川区東三国 3 丁目 10 番 3-201 号 ③平成 23 年 7

月 1 日

①こまき歯科医院 ②大阪市淀川区西三国 3 丁目 18 番 1-101 号 ③平成 23 年

8 月 1 日

①そたに歯科医院 ②大阪市淀川区三津屋北 3 丁目 1 番 15 号 ③平成 23 年 8

月 1 日

①藤井歯科クリニック ②大阪市淀川区三国本町 2 丁目 13 番 14 号 ③平成 23

年 7 月 4 日

①林歯科医院 ②大阪市東成区大今里 1 丁目 11 番 24 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①辰野歯科医院 ②大阪市生野区勝山南 3 丁目 2 番 9 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①タクデンタルクリニック ②大阪市城東区関目 5 丁目 3 番 21 号 ③平成 23

年 8 月 1 日

①野村歯科医院 ②大阪市鶴見区放出東 2 丁目 14 番 15 号 ③平成 23 年 5 月 1

日

①永井歯科クリニック ②大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 2 番 15 号 ③平成

23 年 1 月 1 日

①かなざわ歯科 ②大阪市住之江区中加賀屋 2 丁目 6 番 8 号 ③平成 23 年 7 月

1 日

①清誠歯科 ②大阪市東住吉区中野 4 丁目 13 番 13 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①田治米歯科医院 ②大阪市東住吉区駒川 1 丁目 10 番 21 号 ③平成 23 年 7 月

1 日

①はた歯科 ②大阪市平野区長吉出戸 1 丁目 11 番 66-201 号 ③平成 23 年 7 月

1 日

①村上歯科医院 ②大阪市平野区平野西 5 丁目 1 番 16-103 号 ③平成 23 年 7 月 1 日
①アポロン薬局東天満店 ②大阪市北区東天満 1 丁目 6 番 8-101 号 ③平成 23 年 8 月 1 日
①天二薬局 ②大阪市北区天満橋 1 丁目 3 番 21 号 ③平成 23 年 7 月 1 日
①かりん薬局 ②大阪市都島区都島本通 3 丁目 23 番 19 号 ③平成 23 年 8 月 1 日
①ひかり薬局 ②大阪市都島区東野田町 2 丁目 3 番 27 号 ③平成 23 年 7 月 1 日
①スギ薬局新大阪宮原店 ②大阪市淀川区宮原 4 丁目 4 番 48 号 ③平成 23 年 8 月 1 日
①共和薬局 ②大阪市東淀川区井高野 2 丁目 5 番 10 号 ③平成 23 年 8 月 1 日
①天正堂薬局 ②大阪市東成区大今里 1 丁目 31 番 21 号 ③平成 23 年 3 月 1 日
①オーケー薬局 ②大阪市東住吉区山坂 5 丁目 16 番 1 号 ③平成 23 年 7 月 1 日
①笑顔薬局 ②大阪市平野区背戸口 5 丁目 3 番 3 号 ③平成 23 年 8 月 1 日

(健康福祉局生活福祉部保護課)



大阪市告示第 1126 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①洪クリニック ②大阪市東成区東小橋 1 丁目 9 番 19 号 ③平成 23 年 7 月 1 日

①コクミン薬局大阪鉄道病院前店 ②大阪市阿倍野区松崎町 1 丁目 2 番 30 号
③平成 23 年 7 月 19 日

①イエロー・グリーン薬局ながい店 ②大阪市住吉区長居東 4 丁目 21 番 2-108 号
③平成 23 年 7 月 1 日

①さくら薬局大阪長居西店 ②大阪市住吉区長居西 2 丁目 14 番 15-102 号 ③
平成 23 年 8 月 1 日

①志宝薬局あびこ店 ②大阪市住吉区我孫子東 2 丁目 10 番 6 号 ③平成 23 年

7月1日

①きたリハビリ訪問看護ステーション ②大阪市東淀川区豊新5丁目18番21
-305号 ③平成21年3月25日

(健康福祉局生活福祉部保護課)



大阪市告示第1127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年10月7日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①大阪がんクリニック ②大阪市北区天満2丁目10番17号 ③平成23年6月30日

①藤井クリニック ②大阪市北区神山町1番7号 ③平成23年5月22日

①こんどうクリニック ②大阪市都島区高倉町1丁目7番7号 ③平成23年6月30日

①吉田クリニック ②大阪市都島区都島本通3丁目16番10号 ③平成23年6月30日

①松澤呼吸器クリニック ②大阪市中央区西心斎橋1丁目12番11号 ③平成23年6月30日

①なかむら皮フ科 ②大阪市西区西本町3丁目1番1号 ③平成23年6月30日

①かわぎし内科 ②大阪市天王寺区堀越町16番10号 ③平成23年6月26日

①杉田眼科クリニック ②大阪市東成区大今里西1丁目26番5-204号 ③平成23年6月30日

①荒川診療所 ②大阪市生野区鶴橋2丁目18番10号 ③平成23年6月30日

①野江クリニック ②大阪市城東区中央2丁目14番305号 ③平成23年6月30日

①すぎやま耳鼻咽喉科クリニック ②大阪市鶴見区横堤3丁目11番14号 ③平成23年6月30日

①放出病院 ②大阪市鶴見区放出東2丁目9番26号 ③平成23年6月30日

①松井クリニック ②大阪市住之江区粉浜西2丁目7番35号 ③平成23年6月30日

- ①坂口医院 ②大阪市住吉区長居東4丁目11番12号 ③平成23年6月30日
①土田クリニック ②大阪市住吉区我孫子西2丁目2番20号 ③平成23年6月30日
①なごみ診療所 ②大阪市東住吉区田辺4丁目12番14-102号 ③平成23年6月30日
①山本クリニック ②大阪市東住吉区駒川5丁目4番15号 ③平成23年6月30日
①福嶋クリニック ②大阪市平野区瓜破1丁目3番12号 ③平成23年6月30日
①森本整形外科 ②大阪市西成区旭1丁目8番1号 ③平成23年6月30日
①あおぞらデンタルクリニック ②大阪市福島区野田3丁目12番22号 ③平成23年6月30日
①伊藤歯科医院 ②大阪市中央区今橋1丁目7番2号 ③平成23年6月30日
①とみもと歯科医院 ②大阪市港区港晴4丁目1番10号 ③平成23年6月30日
①三輪歯科医院 ②大阪市天王寺区玉造元町7番15号 ③平成23年4月30日
①晃司歯科医院 ②大阪市淀川区東三国3丁目10番3-201号 ③平成23年6月30日
①新大阪タケトウビル藤井歯科 ②大阪市淀川区三国本町2丁目13番14号
③平成23年7月3日
①林歯科医院 ②大阪市東成区大今里1丁目11番24号 ③平成23年6月30日
①辰野歯科医院 ②大阪市生野区勝山南3丁目2番9号 ③平成23年6月30日
①野村歯科医院 ②大阪市鶴見区放出東2丁目16番26号 ③平成23年4月30日
①永井歯科クリニック ②大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目2番15号 ③平成22年12月31日
①かなざわ歯科 ②大阪市住之江区中加賀屋2丁目6番8号 ③平成23年6月30日
①清誠歯科 ②大阪市東住吉区中野4丁目13番13号 ③平成23年6月30日
①田治米歯科医院 ②大阪市東住吉区駒川1丁目10番21号 ③平成23年6月30日
①はた歯科②大阪市平野区長吉出戸1丁目11番66-201号 ③平成23年6月30日
①村上歯科医院 ②大阪市平野区平野西5丁目1番16-103号 ③平成23年6月30日
①天二薬局 ②大阪市北区天満橋1丁目3番21号 ③平成23年6月30日
①ひかり薬局 ②大阪市都島区東野田町2丁目3番27号 ③平成23年6月30日

日

①天正堂薬局 ②大阪市東成区大今里 1 丁目 31 番 21 号 ③平成 23 年 2 月 28

日

①オーケー薬局 ②大阪市東住吉区山坂 5 丁目 16 番 1 号 ③平成 23 年 6 月 30

日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

~~~~~

### 大阪市告示第 1128 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、指定医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③休止年月日

①矢野クリニック ②大阪市城東区関目 2 丁目 12 番 6 号 ③平成 23 年 8 月 21  
日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

~~~~~

大阪市告示第 1129 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、指定医療機関から再開の届出があったので、次のとおり告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③再開年月日

①博美診療所 ②大阪市東淀川区豊新 4 丁目 2 番 5-102 号 ③平成 23 年 7 月
30 日

(健康福祉局生活福祉部保護課)



大阪市告示第 1130 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（指定年月日）

①医療法人真仁会吉田クリニック ②大阪市都島区都島本通 3 丁目 16 番 10 号
③訪問看護（平成 23 年 7 月 1 日） 訪問リハビリテーション（平成 23 年 7 月 1 日） 居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予防訪問看護（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成 23 年 7 月 1 日）

①かりん薬局 ②大阪市都島区都島本通 3 丁目 23 番 19 号 ③居宅療養管理指導（平成 23 年 8 月 1 日）

①あおぞらデンタルクリニック ②大阪市福島区野田 3 丁目 12 番 22 号 ③居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日）

①グループホームハッピーライフ ②大阪市福島区福島 4 丁目 4 番 14 号 ③認知症対応型共同生活介護（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防認知症対応型共同生活介護（平成 23 年 8 月 1 日）

①オリーブの里 ②大阪市中央区玉造 2 丁目 26 番 70-305 号 ③福祉用具貸与（平成 23 年 8 月 1 日） 特定福祉用具販売（平成 23 年 8 月 1 日） 特定介護予防福祉用具販売（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防福祉用具貸与（平成 23 年 8 月 1 日）

①れんげクリニック ②大阪市中央区博労町 3 丁目 1 番 3 号 ③訪問看護（平成 23 年 9 月 1 日） 訪問リハビリテーション（平成 23 年 9 月 1 日） 介護予防訪問看護（平成 23 年 9 月 1 日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成 23 年 9 月 1 日）

①医療法人亮友会なかむら皮フ科 ②大阪市西区西本町 3 丁目 1 番 1 号 ③居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日）

①オレンジ薬局 ②大阪市西区九条 1 丁目 28 番 14 号 ③居宅療養管理指導（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 8 月 1 日）

①セフニアケアステーション ②大阪市西区安治川 2 丁目 2 番 13 号 ③訪問介

護（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 7 月 1 日）
①介護 24 たいしよう ②大阪市大正区泉尾 5 丁目 4 番 4 号 ③訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日）
①医療法人良仁会ケアプランセンター ②大阪市大正区平尾 4 丁目 22 番 15 号 ③居宅介護支援（平成 23 年 8 月 1 日）
①ショウエイケアサポート ②大阪市浪速区戎本町 2 丁目 6 番 23 号 ③居宅介護支援（平成 23 年 8 月 1 日）
①居宅介護支援事業所リハステージ ②大阪市浪速区日本橋西 2 丁目 7 番 3-202 号 ③居宅介護支援（平成 23 年 7 月 1 日）
①訪問介護ステーションげんきな郷 ②大阪市西淀川区佃 3 丁目 18 番 1 号 ③介護予防訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日）
①ソワン西淀川介護センター ②大阪市西淀川区柏里 2 丁目 9 番 37 号 ③訪問介護（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 7 月 1 日）
①スギ薬局新大阪宮原店 ②大阪市淀川区宮原 4 丁目 4 番 48 号 ③居宅療養管理指導（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 8 月 1 日）
①共和薬局 ②大阪市東淀川区井高野 2 丁目 5 番 10 号 ③居宅療養管理指導（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 8 月 1 日）
①セントケアリフォーム大阪 ②大阪市東淀川区東淡路 4 丁目 3 番 9 号 ③福祉用具貸与（平成 23 年 7 月 1 日） 特定福祉用具販売（平成 23 年 7 月 1 日） 特定介護予防福祉用具販売（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予防福祉用具貸与（平成 23 年 7 月 1 日）
①ラフおおすみ ②大阪市東淀川区大隅 2 丁目 6 番 8-101 号 ③介護予防通所介護（平成 23 年 8 月 1 日）
①医療法人正宥会林歯科医院 ②大阪市東成区大今里 1 丁目 11 番 24 号 ③居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日）
①サンローズオオサカデイサービスセンターあかね ②大阪市東成区神路 1 丁目 10 番 3 号 ③認知症対応型通所介護（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予防認知症対応型通所介護（平成 23 年 7 月 1 日）
①アイネットデイサービス桃谷 ②大阪市生野区桃谷 1 丁目 10 番 18 号 ③通所介護（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防通所介護（平成 23 年 8 月 1 日）
①エバケアプランセンター ②大阪市生野区勝山南 4 丁目 16 番 43 号 ③居宅介護支援（平成 23 年 3 月 1 日）
①介護ステーション笹の葉 ②大阪市生野区中川 4 丁目 10 番 5 号 ③訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日）
①なぎの木リハビリデイサービスセンター ②大阪市生野区小路東 2 丁目 7 番 17-101 号 ③通所介護（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防通所介護（平成 23 年 8 月 1 日）
①さくら苑デイサービスセンター太子橋 ②大阪市旭区太子橋 2 丁目 8 番 31

号 ③通所介護（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防通所介護（平成 23 年 8 月 1 日）

①医療法人六支会野江クリニック ②大阪市城東区中央 2 丁目 14 番 305 号 ③居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日）

①ケアセンター・ラビット ②大阪市城東区中浜 1 丁目 13 番 26 号 ③訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日）

①さくら・介護ステーションこうけん ②大阪市城東区鴫野西 1 丁目 12 番 17 号 ③訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日）

①町田ケアセンター ②大阪市城東区鴫野東 3 丁目 3 番 20 号 ③訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日）

①デイサービス笑楽 鶴見緑地 ②大阪市鶴見区浜 3 丁目 4 番 43 号 ③通所介護（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防通所介護（平成 23 年 8 月 1 日）

①ハートつるみケアプランセンター ②大阪市鶴見区横堤 2 丁目 6 番 13 号 ③居宅介護支援（平成 23 年 8 月 1 日）

①ケアセンターみすず ②大阪市阿倍野区松崎町 3 丁目 17 番 4-201 号 ③訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日） 居宅介護支援（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日）

①ケアプランセンター澄あべの ②大阪市阿倍野区阪南町 2 丁目 1 番 21-201 号 ③居宅介護支援（平成 23 年 8 月 1 日）

①介護サービスセンター仁愛 ②大阪市住之江区御崎 2 丁目 6 番 26 ③訪問介護（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 7 月 1 日）

①医療法人士田クリニック ②大阪市住吉区我孫子西 2 丁目 2 番 20 号 ③訪問リハビリテーション（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成 23 年 7 月 1 日）

①カルミアデイサービスセンター ②大阪市住吉区住吉 1 丁目 7 番 34 号 ③通所介護（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防通所介護（平成 23 年 8 月 1 日）

①ろーたすデイサービスみなくる ②大阪市住吉区万代 6 丁目 20 番 3 号 ③通所介護（平成 23 年 7 月 1 日）

介護予防通所介護（平成 23 年 7 月 1 日）

①清誠歯科 ②大阪市東住吉区中野 4 丁目 13 番 13 号 ③居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日）

①医療法人なごみ会なごみ診療所 ②大阪市東住吉区田辺 4 丁目 12 番 14-102 号 ③訪問看護（平成 23 年 7 月 1 日） 居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日）

介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予防訪問看護（平成 23 年 7 月 1 日）

①ゆうケアサービス ②大阪市東住吉区今川 7 丁目 11 番 17 号 ③訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日）

- ①医療法人弘正会村上歯科医院 ②大阪市平野区平野西5丁目1番16-103号
③居宅療養管理指導（平成23年7月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年7月1日）
- ①笑顔薬局 ②大阪市平野区背戸口5丁目3番3号 ③居宅療養管理指導（平成23年8月1日）
- ①介護センターかわむら ②大阪市平野区平野東2丁目8番8号 ③訪問介護（平成23年8月1日） 介護予防訪問介護（平成23年8月1日）
- ①居宅介護支援事業所はな ②大阪市平野区瓜破1丁目9番22-201号 ③居宅介護支援（平成23年7月1日）
- ①ケアプランセンターアンシャンテ ②大阪市平野区瓜破1丁目2番32-103号 ③居宅介護支援（平成23年8月1日）
- ①ケアプラン相談センターぴい・すまいる平野 ②大阪市平野区喜連東5丁目14番41号 ③居宅介護支援（平成23年7月1日）
- ①ケアプランれんげ堂 ②大阪市平野区平野市町3丁目2番29号 ③居宅介護支援（平成23年7月1日）
- ①ビーナスクラブ平野本町 ②大阪市平野区平野本町4丁目3番7号 ③通所介護（平成23年8月1日） 介護予防通所介護（平成23年8月1日）
- ①訪問介護ステーションノアノア ②大阪市平野区平野本町5丁目11番10号 ③訪問介護（平成23年8月1日） 介護予防訪問介護（平成23年8月1日）
- ①尾辻薬局鶴見橋店 ②大阪市西成区鶴見橋1丁目6番16号 ③居宅療養管理指導（平成23年7月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年7月1日）
- ①グループホームモアマインド千本北 ②大阪市西成区千本北2丁目6番5号 ③認知症対応型共同生活介護（平成23年5月1日） 介護予防認知症対応型共同生活介護（平成23年5月1日）
- ①デイサービスエンジョイ ②大阪市西成区南津守4丁目1番2号 ③通所介護（平成23年8月1日） 介護予防通所介護（平成23年8月1日）
- ①なんくるないさあーデイサービス ②大阪市西成区南津守2丁目2番27号 ③通所介護（平成23年8月1日） 介護予防通所介護（平成23年8月1日）
- ①西天下茶屋ケアセンター ②大阪市西成区橘3丁目6番32号 ③居宅介護支援（平成23年7月1日）
- ①パートナー介護サービス ②大阪市西成区花園南1丁目7番27号 ③訪問介護（平成23年8月1日） 介護予防訪問介護（平成23年8月1日）
- ①めぐみの里千本北 ②大阪市西成区千本北2丁目6番5号 ③小規模多機能型居宅介護（平成23年5月1日） 介護予防小規模多機能型居宅介護（平成23年5月1日）
- ①わかさケアサービス ②大阪市西成区鶴見橋2丁目5番18号 ③居宅介護支援（平成23年8月1日）

（健康福祉局生活福祉部保護課）



大阪市告示第 1131 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（変更年月日）

①（旧）：アドマ・アンド・日本華恵 （新）：有限会社アドマ ②大阪市西区九条南二丁目 16 番 20 号 ③福祉用具貸与（平成 23 年 8 月 1 日） 特定福祉用具販売（平成 23 年 8 月 1 日） 特定介護予防福祉用具販売（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防福祉用具貸与（平成 23 年 8 月 1 日）

①優ケアセンター ②（旧）：大阪市天王寺区鳥ヶ辻 1 丁目 1 番 2-902 号（新）：大阪市天王寺区国分町 13 番 8-501 号 ③訪問介護（平成 23 年 5 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 5 月 1 日）

①優ケアプランセンター ②（旧）：大阪市天王寺区鳥ヶ辻 1 丁目 1 番 2-902 号（新）：大阪市天王寺区国分町 13 番 8-501 号 ③居宅介護支援（平成 23 年 5 月 1 日）

①オアシス訪問介護事業所 ②（旧）：大阪市東淀川区小松 2 丁目 7 番 26 号（新）：大阪市東淀川区小松 4 丁目 1 番 9-101 号 ③訪問介護（平成 23 年 6 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 6 月 1 日）

①ケアプランセンター望 ②（旧）：大阪市東成区大今里南 1 丁目 14 番 10 号（新）：大阪市東成区大今里南 1 丁目 14 番 11 号 ③居宅介護支援（平成 23 年 8 月 1 日）

①ヘルパーステーション望 ②（旧）：大阪市東成区大今里南 1 丁目 14 番 10 号（新）：大阪市東成区大今里南 1 丁目 14 番 11 号 ③訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 8 月 1 日）

①（旧）：マエダ薬局（新）：アステ薬局 ②大阪市生野区林寺 4 丁目 4 番 12 号 ③居宅療養管理指導（平成 23 年 8 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 8 月 1 日）

①エルケア株式会社エルケア生野ケアセンター ②（旧）：大阪市生野区林寺 3 丁目 1 番 2 号（新）：大阪市生野区巽中 3 丁目 8 番 2 号 ③訪問介護（平成 23 年 6 月 20 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 6 月 20 日）

①エルケア株式会社エルケア生野ケアプランセンター ②（旧）：大阪市生野区林寺 3 丁目 1 番 2 号（新）：大阪市生野区巽中 3 丁目 8 番 2 号 ③居宅介護

支援（平成 23 年 6 月 20 日）

①居宅介護支援事業所おおぞら ②（旧）：大阪市城東区中央 1 丁目 4 番 4 号
(新)：大阪市城東区中央 1 丁目 6 番 25 号 ③居宅介護支援（平成 21 年 4 月 1
日）

①ケアプランセンター やまさん ②（旧）：大阪市城東区諏訪 4 丁目 15 番 16-103
号 (新)：大阪市城東区諏訪 3 丁目 1 番 20-202 号 ③居宅介護支援（平成
23 年 3 月 1 日）

①介護ステーション ほっこり ②（旧）：大阪市城東区諏訪 4 丁目 15 番 16-103
号 (新)：大阪市城東区諏訪 3 丁目 1 番 20-202 号 ③訪問介護（平成 23 年
3 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 3 月 1 日）

①町田ケアプランセンター ②（旧）：大阪市城東区今福西 2 丁目 11 番 18 号
(新)：大阪市城東区鳴野東 3 丁目 3 番 20 号 ③居宅介護支援（平成 23 年 8 月
1 日）

①（旧）：サンテ薬局あびこ店 (新)：志宝薬局あびこ店 ②大阪市住吉区我
孫子東 2 丁目 10 番 6 号 ③居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日） 介護予
防居宅療養管理指導（平成 23 年 7 月 1 日）

①サポートハウス花花 ②（旧）：大阪市西成区橘 2 丁目 3 番 10 号 (新)：
大阪市西成区天下茶屋 2 丁目 22 番 8-301 号 ③訪問介護（平成 23 年 5 月 1 日）
居宅介護支援（平成 23 年 5 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 5 月 1 日）
(健康福祉局生活福祉部保護課)



大阪市告示第 1132 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する
同法第 50 条の 2 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、
指定介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（廃止年月日）

①吉田クリニック ②大阪市都島区都島本通 3 丁目 16 番 10 号 ③訪問看護（平
成 23 年 6 月 30 日） 訪問リハビリテーション（平成 23 年 6 月 30 日） 居宅
療養管理指導（平成 23 年 6 月 30 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23
年 6 月 30 日） 介護予防訪問看護（平成 23 年 6 月 30 日） 介護予防訪問リハ
ビリテーション（平成 23 年 6 月 30 日）

①あおぞらデンタルクリニック ②大阪市福島区野田 3 丁目 12 番 22 号 ③居

宅療養管理指導（平成 23 年 6 月 30 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 6 月 30 日）

①ワーカーズコープ・センター事業団おおさか ②大阪市中央区船越町 1 丁目 6 番 2 号 ③福祉用具貸与（平成 23 年 7 月 31 日） 特定福祉用具販売（平成 23 年 7 月 31 日） 特定介護予防福祉用具販売（平成 23 年 7 月 31 日） 介護予防福祉用具貸与（平成 23 年 7 月 31 日）

①なかむら皮フ科 ②大阪市西区西本 3 丁目 1 番 1 号 ③居宅療養管理指導（平成 23 年 6 月 30 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 6 月 30 日）

①庵デイサービス ②大阪市淀川区新北野 3 丁目 13 番 27 号 ③通所介護（平成 23 年 4 月 30 日） 介護予防通所介護（平成 23 年 4 月 30 日）

①介護ヘルパーステーション ゆう ②大阪市淀川区木川東 3 丁目 2 番 28 号 ③訪問介護（平成 22 年 3 月 31 日） 介護予防訪問介護（平成 22 年 3 月 31 日） ①ライフインデックスアリエル ②大阪市東成区深江南 3 丁目 22 番 15 号 ③居宅介護支援（平成 23 年 6 月 30 日）

①ジョイ介護センター大阪東ステーション ②大阪市生野区中川 2 丁目 1 番 3 号 ③訪問介護（平成 23 年 6 月 30 日） 介護予防訪問介護（平成 23 年 6 月 30 日）

①野江クリニック ②大阪市城東区中央 2 丁目 14 番 305 号 ③居宅療養管理指導（平成 23 年 6 月 30 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 6 月 30 日）

①清誠歯科 ②大阪市東住吉区中野 4 丁目 13 番 13 号 ③居宅療養管理指導（平成 23 年 6 月 30 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 6 月 30 日）

①なごみ診療所 ②大阪市東住吉区田辺 4 丁目 12 番 14-102 号 ③訪問看護（平成 23 年 6 月 30 日） 居宅療養管理指導（平成 23 年 6 月 30 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 23 年 6 月 30 日） 介護予防訪問看護（平成 23 年 6 月 30 日）

（健康福祉局生活福祉部保護課）



大阪市告示第 1133 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、施術者を指定したので、次のとおり告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

- ①上田 祥史 ②平田鍼灸マッサージ治療所 ③大阪市北区本庄西 2 丁目 18 番 17 号 ④平成 23 年 8 月 1 日
- ①千葉 隼 ②猪木整骨院 ③大阪市都島区中野町 3 丁目 5 番 33 号 ④平成 23 年 8 月 1 日
- ①久多里 健介 ②えにし鍼灸整骨院 ③大阪市福島区大開 2 丁目 4 番 17 号 ④平成 23 年 7 月 12 日
- ①野久尾 夏代 ②えにし鍼灸整骨院 ③大阪市福島区大開 2 丁目 4 番 17 号 ④平成 23 年 7 月 12 日
- ①東谷 樹一郎 ②大ビラキ整骨院 ③大阪市福島区大開 1 丁目 4 番 8 号 ④平成 23 年 8 月 1 日
- ①山本 泰三 ②山本鍼灸整骨院 ③大阪市福島区大開 1 丁目 3 番 17 号 ④平成 23 年 7 月 1 日
- ①藤原 康平 ②やまさき整骨院 ③大阪市此花区春日出北 1 丁目 5 番 11 号 ④平成 23 年 7 月 1 日
- ①前村 紀美江 ②まえむら整骨院 ③大阪市西区北堀江 2 丁目 4 番 9-402 号 ④平成 23 年 7 月 27 日
- ①山本 恵里加 ②フィット整骨院 ③大阪市淀川区新北野 1 丁目 9 番 15 号 ④平成 23 年 7 月 1 日
- ①山本 幸美 ②神谷鍼灸整骨院 ③大阪市淀川区東三国 5 丁目 11 番 11-102 号 ④平成 23 年 8 月 1 日
- ①濱田 陽一 ②愛マッサージ施術院 ③大阪市東淀川区大桐 1 丁目 7 番 5-103 号 ④平成 23 年 8 月 1 日
- ①元村 聰 ②きた鍼灸整骨院 大道南分院 ③大阪市東淀川区大道南 1 丁目 4 番 14 号 ④平成 23 年 5 月 2 日
- ①小山内 祐一 ②あい整骨院 今里 ③大阪市東成区大今里 3 丁目 20 番 27 号 ④平成 23 年 8 月 1 日
- ①鼻寄 猛義 ②体福整骨院 ③大阪市東成区東小橋 1 丁目 1 番 2 号 ④平成 23 年 7 月 1 日
- ①阿部 卓一郎 ②げんき整骨院 ③大阪市生野区巽中 1 丁目 21 番 23 号 ④平成 23 年 7 月 1 日
- ①河原井 健 ②松下あんま指圧マッサージ施術院 ③大阪市生野区桃谷 2 丁目 5 番 41 号 ④平成 23 年 8 月 1 日
- ①小林 郁生 ②あい整骨院 ③大阪市生野区勝山北 4 丁目 1 番 4 号 ④平成 23 年 8 月 1 日
- ①藤岡 熱 ②なぎの木鍼灸整骨院 ③大阪市生野区小路東 2 丁目 7 番 17 号 ④平成 23 年 8 月 3 日
- ①新 喜行 ②ふれあい整骨院 旭分院 ③大阪市旭区太子橋 3 丁目 2 番 8-205 号 ④平成 23 年 6 月 1 日
- ①池田 哲士 ②さんぶく整骨院 ③大阪市旭区生江 2 丁目 3 番 29-103 号 ④平成 23 年 7 月 1 日

- ①福田 守男 ②らく庵整骨院 ③大阪市旭区千林1丁目5番8号 ④平成23年7月12日
- ①吉田 芳孝 ②佐野鍼灸整骨院 ③大阪市城東区鴫野西5丁目2番11号 ④平成23年7月25日
- ①井川 広志 ②整骨院 煌 ③大阪市鶴見区鶴見5丁目11番28号 ④平成23年8月9日
- ①大山 壮一 ②大山整骨治療院 ③大阪市鶴見区鶴見2丁目1番9-102号 ④平成23年7月21日
- ①野口 祥尚 ②こころ整骨院 ③大阪市鶴見区横堤2丁目20番16-103号 ④平成23年7月29日
- ①重田 秋義 ②らいふマッサージ治療院 大阪阿倍野店 ③大阪市阿倍野区桃ヶ池町2丁目7番4-201号 ④平成23年7月1日
- ①森川 誠司 ②あさがおマッサージ治療院 ③大阪市住之江区北加賀屋1丁目11番5号 ④平成23年7月19日
- ①若城 雄大 ②わかき鍼灸整骨院 ③大阪市住之江区南加賀屋4丁目3番11号 ④平成23年8月1日
- ①渡邊 康男 ②田井鍼灸院 ③大阪市住之江区北加賀屋1丁目3番15号 ④平成23年8月1日
- ①中野 耕誠 ②こころ整骨院 ③大阪市東住吉区公園南矢田1丁目15番30号 ④平成23年3月1日
- ①松尾 理江 ②杉整骨院 ③大阪市東住吉区湯里2丁目21番21号 ④平成23年7月1日
- ①石原 隆寛 ②わたなべ整骨院 ③大阪市平野区喜連東1丁目2番21号 ④平成23年8月1日
- ①地下 良一 ②あかつき整骨院 ③大阪市西成区橋1丁目7番12号 ④平成23年8月2日
- ①濱中 真人 ②なにわフロンティア鍼灸マッサージ院 ③大阪市西成区津守2丁目4番9号 ④平成23年7月1日
- ①屋宜 竜波 ②あかつき整骨院 ③大阪市西成区橋1丁目7番12号 ④平成23年8月2日
- ①矢口 紀子 ②じゅんpei鍼灸整骨院 ③大阪市西成区津守1丁目8番3号 ④平成23年5月20日

(健康福祉局生活福祉部保護課)



生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、指定施術者から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①松井 秀樹 ②（旧）：（往療専門） （新）：本庄西松井整骨院 ③（旧）：大阪市北区本庄西 3 丁目 2 番 25-1001 号 （新）：大阪市北区本庄西 3 丁目 2 番 25-906 号 ④平成 23 年 6 月 1 日

①阪田 貴之 ②（旧）：水の都整骨院 （新）：水の都鍼灸整骨院 ③大阪市中央区玉造 1 丁目 21 番 22 号 ④平成 23 年 6 月 1 日

①山野 貴司 ②（旧）：山野整骨院 （新）：やまの整骨院 ③大阪市住吉区我孫子 4 丁目 17 番 40-101 号 ④平成 23 年 5 月 2 日

①大坪 浩志 ②らいふマッサージ治療院西成店 ③（旧）：大阪市西成区花園南 1 丁目 4 番 9 号 （新）：大阪市西成区花園南 2 丁目 6 番 1 号 ④平成 23 年 8 月 1 日

（健康福祉局生活福祉部保護課）

~~~~~

## 大阪市告示第 1135 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、指定施術者から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①浜田 成幸 ②大ビラキ整骨院 ③大阪市福島区大開 1 丁目 4 番 8 号 ④平成 23 年 7 月 31 日

①山崎 裕幸 ②やまさき整骨院 ③大阪市此花区春日出北 1 丁目 5 番 11 号 ④平成 23 年 6 月 30 日

①米田 正之 ②米田鍼灸整骨院 ③大阪市大正区小林西 1 丁目 5 番 14-103 号 ④平成 22 年 7 月 1 日

①関谷 安正 ②みづほ整骨院 ③大阪市天王寺区大道 4 丁目 5 番 5 号 ④平成 23 年 7 月 26 日

①神谷 務 ②神谷鍼灸整骨院 ③大阪市淀川区東三国 5 丁目 11 番 11-102  
号 ④平成 23 年 7 月 31 日

①中田 康子 ②まごころベルサービス ③大阪市東淀川区井高野 4 丁目 6 番  
10-401 号 ④平成 23 年 8 月 1 日

①伊藤 正弘 ②あい整骨院 ③大阪市生野区勝山北 4 丁目 1 番 4 号 ④平成  
23 年 7 月 31 日

①服部 剛志 ②寺坂げんき整骨院 ③大阪市生野区巽中 1 丁目 21 番 23 号  
④平成 23 年 6 月 30 日

①安雲 政裕 ②らく庵整骨院 ③大阪市旭区千林 1 丁目 5 番 8 号 ④平成 23  
年 6 月 30 日

①近藤 智之 ②杉整骨院 ③大阪市東住吉区湯里 2 丁目 21 番 21 号 ④平成  
23 年 6 月 30 日

①望月 康介 ②こころ整骨院 ③大阪市東住吉区公園南矢田 1 丁目 15 番 30  
号 ④平成 23 年 2 月 28 日

(健康福祉局生活福祉部保護課)



### 大阪市告示第 1136 号

大阪城天守閣について、大阪城天守閣条例（昭和 24 年条例第 59 号）第 6 条第 2 項により読み替えられた第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、第 6 条第 2 項の規定により読み替えられた第 5 条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 供 用 時 間                                                                                     |                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 平成 23 年 10 月 8 日（土）から<br>同年 11 月 27 日（日）までの<br>土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日 | 午前 9 時から午後 6 時まで |

(ゆとりとみどり振興局文化部博物館群担当)



**大阪市告示第 1137 号**

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 27 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の公園内にある物件（現場において除却勧告書を貼っている物件）は、都市公園法第 6 条第 1 項の規定に違反するので、平成 23 年 10 月 21 日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

|        |               |
|--------|---------------|
| 所在地    | 天王寺区生玉町 生玉公園内 |
| 種類、数量等 | 軽トラック 1 台     |

（ゆとりとみどり振興局緑化推進部管理課）

**大阪市告示第 1138 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

**1 届出の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

東急ハンズ心斎橋店

大阪市中央区南船場 3 丁目 6-6

**(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所**

三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 岡内 欣也

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号

**(3) 変更事項**

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社東急ハンズ 代表取締役社長 中島 美博

東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 10 番 7 号

(変更後) 株式会社東急ハンズ 代表取締役社長 榊 真二  
東京都渋谷区道玄坂1丁目10番7号

(4) 変更年月日  
平成23年4月1日

2 届出年月日  
平成23年9月28日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所  
大阪市経済局産業振興部産業振興課  
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルO's棟南館4階

(2) 期間  
平成23年10月7日(金)から平成24年2月7日(火)まで

(3) 時間  
午前9時30分から午後5時まで(日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市  
の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限  
平成24年2月7日(火)

(2) 提出先  
上記3(1)に同じ

(経済局産業振興部産業振興課)

~~~~~

大阪市告示第1139号

計量法(平成4年法律第51号)第19条及び第21条の規定により特定計量器(取引や証明等に使用するはかり)の定期検査を実施する。

平成23年10月7日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成23年

平 野 区

検査月日	曜	検査場所	所 在 地
11月7日	月	平野北中学校	平野宮町1丁目8番55号
11月8日	火	平野区役所	背戸口3丁目8番19号
11月9日	水	瓜破中学校	瓜破2丁目5番31号

11月 10日	木	長吉中学校	長吉長原東1丁目6番15号
11月 11日	金	加美南部小学校	加美南1丁目9番17号
11月 14日	月	喜連小学校	喜連7丁目6番4号
11月 15日	火	加美中学校	加美正覚寺3丁目13番46号

2 在所場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番 126号大阪市計量検査所(電話 06-6577-5888)まで問い合わせされたい。

(経済局 計量検査所)



大阪市告示第 1140 号

土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 2 項の規定に基づき、平成 23 年大阪市告示第 935 号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の全部の指定を解除する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 指定を全部解除する形質変更時要届出区域

大阪市西淀川区御幣島六丁目 6 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称

シアノ化合物

ふつ素及びその化合物

(環境局環境管理部環境管理課)



大阪市告示第 1141 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 71 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年10月21日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種類	場所
1	普通自動車 (スズキ 白色)	中央区城見2丁目2番先
2	普通自動車 (ニッサン 白色)	淀川区西宮原2丁目6番先

(建設局管理部路政課)



大阪市告示第1142号

淀川水系に係る一級河川道頓堀川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の2第3項に規定する通航制限水域及び通航方法を次のとおり指定し、平成23年11月1日から平成24年3月16日（平成23年12月23日から平成24年1月9日までを除く。）まで実施する。

平成23年10月7日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 通航制限水域

河川名	区間
道頓堀川	日本橋下流端から (左岸 中央区道頓堀1丁目55番9地先、 右岸 中央区宗右衛門町40番3地先) 深里橋下流端まで (左岸 浪速区湊町1丁目地先、 右岸 西区南堀江1丁目7番2地先)

2 通航方法

指定水域の全域の通航を禁止する。

ただし、河川管理者との協議により支障のない通航はこの限りではない。

(建設局下水道河川部河川課)



大阪市告示第 1143 号

次の金融機関の店舗について、名称変更等の届出があったので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 168 条第 8 項及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 22 条の 2 第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

金融 機関名	店舗名	店舗 コード	所在地	変更日
中央三井 信託銀行	変更前 大阪支店	変更前 510	〒541-0041 大阪市中央区北浜 2 丁目 2 番 21 号	平成 23 年 10 月 11 日
	変更後 変更なし	変更後 251	変更なし	
	変更前 難波支店	変更前 520	〒542-0076 大阪市中央区難波 3 丁目 7 番 17 号	平成 23 年 10 月 11 日
	変更後 難波中央 支店	変更後 252	変更なし	
	変更前 梅田支店	変更前 530	〒530-0017 大阪市北区角田町 8 番 47 号	平成 23 年 10 月 11 日
	変更後 阪急梅田 支店	変更後 253	変更なし	
	変更前 阿倍野 支店	変更前 540	〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 3 番 15 号	平成 23 年 10 月 11 日
	変更後 あべの 支店	変更後 244	変更なし	

(会計室会計管理担当)

~~~~~

**大阪市告示第 1144 号**

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 12 条の 3 第 1 項の規定により命令を行ったので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 11 条の 5 第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 貯蔵所等の場所

大阪市大正区泉尾 1 丁目 17 番 32 号

2 貯蔵所等の名称

大東石油株式会社インターバル北泉尾給油所

3 命令を受けた者の氏名

大東石油株式会社 代表取締役 大賀 律夫

4 命令事項

上記給油取扱所において発生した事故により破損した固定給油設備（軽油）及び当該固定給油設備から地下貯蔵タンクまでの配管は、安全が確認されるまでの間、その使用を停止すること

5 命令年月日

平成 23 年 9 月 20 日

（消防局予防部予防課）

**大阪市監査委員告示第 40 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により、松浦 米子ほか 5 名の請求に係る監査を実施した。

その結果を、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 23 年 9 月 26 日

|         |         |
|---------|---------|
| 大阪市監査委員 | 前 田 修 身 |
| 同       | 床 田 正 勝 |
| 同       | 高 橋 敏 朗 |
| 同       | 高 瀬 桂 子 |

**第 1 監査の請求**

住之江区東加賀屋 3 - 15 - 7 松浦 米子 ほか 5 名から次のとおり住民監査請求があった。

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市は、「コミュニティづくりをはじめ、行政情報の周知等行政協力

を担う各区地域振興会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し、補助金を交付する。」との目的を定めた「大阪市地域振興活動補助金交付要綱」に基づき、各区の地域振興会に対し補助金を交付している。

また、要綱第 10 条で、補助事業者が補助金を他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付内容又はこれに付した条件その他法令、補助金規則に違反したときは、市長は交付決定を取り消し補助金の全部又は一部の返還を命ずることができると定めている。

しかしながら、淀川区三国連合地域振興町会は、「三国連合研修会」なる任意の会が独自の「研修会規約」を制定し、研修会会員を三国連合振興町会の構成員である各町会長、連合女性正副部長に限定して「会員の研修と親睦を深め会員の相互発展を図ること」を目的として年一回の研修会を開いており、研修会費は、会費及び助成金をもってあてると定め、1人年額30,000円の会費を徴収したうえで市の補助金を充てている。

平成18年度から平成22年度に開催された研修会に対して支出された市の補助金の合計額は1,200,110円であり、これまでにも研修会への補助金について、住民からたびたび文書による質問など問題提起があったが改善されずに今日に至っており、市長は補助金の使途について履行確認のうえ返還を命じるなどの措置を取るべきところ、これを違法に怠り市に損害を生じさせている。

補助金支出は三国連合研修会の不当利得にあたることから、市長は1,200,110円の補助金及び加算金について返還請求の義務を負う。

#### 事実証明書

- ・ 淀川区三国連合振興町会会則
- ・ 淀川区三国連合研修会規約
- ・ 平成 18 年度～平成 22 年度 三国連合振興町会研修会関係資料
- ・ 平成 18 年度 実績報告書（町会長研修会、領収書、旅程表）収支報告書
- ・ 平成 19 年度 実績報告書、研修会収支報告（連合振興町会収支）
- ・ 平成 20 年度 町会長宛案内、旅程表、パンフ、連合町会決算書、平成 23 年 8 月 12 日付け部分公開決定通知書、実績報告書ならびに収支決算報告書、支出を証明する資料
- ・ 平成 21 年度 実績報告書、町会研修会収支、旅程表、議案書
- ・ 平成 22 年度 研修会決算報告書、連合収支決算書、旅程表

〔監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。〕

#### 第 2 監査の結果

上記監査請求について監査をした結果を次のとおり請求人に通知した。

大監第 35 号

平成 23 年 9 月 26 日

大阪市監査委員 前 田 修 身  
同 床 田 正 勝  
同 高 橋 敏 朗  
同 高 瀬 桂 子

平成 23 年 7 月 29 日付けであなたから提出された地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

## 第 1 請求の受付

### 1 請求の要旨

第 1 監査の請求のとおり

### 2 請求の受理

地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 2 項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。

正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

しかしながら、本件請求のうち平成 22 年度の交付金に係るもの以外は、いずれもそれぞれの支出(精算)から既に 1 年を経過しており、支出(精算)手続きも公然となされ、情報公開請求等によれば、支出(精算)の時点で監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されることから、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する期間超過についての正当な理由があるとは認められない。

以上により、本件請求のうち、平成 22 年度に淀川区地域振興会に交付された地域振興交付金のうち、「三国連合研修会」の研修会に充てられたとする 231,000 円について、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理するものとする。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項

平成 22 年度に淀川区地域振興会に交付され、「三国連合研修会」の研修会に充てられた地域振興交付金について、本市職員等に違法不当な公金の支出(精算)があるかどうか。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 23 年 8 月 23 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として平成 21 年度一泊研修実施時の写真、三国連合振興町会への質問書及び回答書、市民局及び大阪市地域振興会事務局の回答書、三国連合振興町会名簿が提出された。

請求人からの請求書の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・ 淀川区三国連合振興町会について、同町会は研修会規約を作成し、連合の町会長、女性部正副部長に限定した一泊研修会を毎年実施しており、その一泊旅行に連合に対して支給された補助金等を充当している。
- ・ 淀川区三国連合振興町会と研修会は別組織であり、研修会会計では、繰越金が発生しているが、連合振興町会の本会計に戻入されていない。
- ・ 研修会のバスに公金が使われているが、そのバスでの移動の行程において飲酒していることから公金を使用することは認められない。
- ・ 研修会は、毎年一泊研修で開催され同じ参加者であり、阿倍野防災センターに行った後、集会所等でミーティングを行っているといった行程であれば、研修と言わざるを得ないが、この研修旅行は明らかに観光旅行である。

### 3 監査対象局の陳述

淀川区役所及び市民局を監査対象局とし、平成 23 年 8 月 30 日に市民局長及び淀川区長ほか関係職員より陳述を聴取した。

## 第 3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 補助金の規定

ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

地方自治法第 232 条の 2 において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をするとされている。

イ 大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号、平成 18 年 4 月 1 日施行）

規則の主な内容は、次のとおりである。

#### (ア) 目的等

この規則は、別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とするとされている。また、市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の遂行に関する報告を求めることができる。

#### (イ) 補助金等の交付の決定

市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令、条例及び規則に違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

(ウ) 補助金等の額の確定等

市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(エ) 取消し

市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(オ) 返還

市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(2) 地域振興活動補助金（平成18年度～20年度）の概要

ア 地域振興活動補助金交付要綱（平成20年5月20日施行）

要綱の主な内容は、次のとおりである。

(ア) 目的

コミュニティづくりをはじめ、行政情報の周知等行政協力を担う本市各区地域振興会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し補助金を交付する。

(イ) 対象経費等

補助対象事業は、①コミュニティづくりに関する事業、②福祉・健康に関する事業、③安心で快適なまちづくりに関する事業、④環境美化に関する事業、⑤その他地域の活性化につながる事業である。

補助対象経費は、講師謝礼等の報償費、印刷製本費、分担金（事業における分担金）等とされ、補助金の額は、補助対象経費の2分

の 1 に相当する額である。(平成 18 年度は上限を定めた補助対象経費の全額、平成 19 年度は補助対象経費の 3 分の 2 に相当する額)

ただし、市の補助金を受けている事業、営利を目的とする事業等は補助対象事業としない。

(ウ) 交付申請及び交付決定

補助金の交付を受けようとする者は、市長に交付申請書を提出し、市長は当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書により通知する。

(エ) 立入検査等

市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(オ) 実績報告等

補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、地域振興活動補助金実績報告書に、①収支決算書、②経費の支出を確認できる領収書の写し等、③補助金の交付決定額とその精算額、④補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）、⑤補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム等を添えて市長に提出しなければならない（②については、平成 19 年 6 月 12 日改正により追加され、③④⑤については、平成 20 年 5 月 20 日改正により追加された。）。実績報告書の提出を受けた市長は、報告書等の書類の審査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に通知する。

(カ) 決定の取消し

市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の处分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

イ 手続の概要

申請、交付手続は、区地域振興会の会長が、市長あてに事業計画書、収支予算書等を添付した補助金申請書を提出し、区役所が審査のうえ、交付を決定し、補助金交付決定通知書を交付している。

事業実績報告は、区地域振興会の会長が、市長あてに事業報告書、収支決算書等を添付し、実績報告書を提出している。

(3) 地域振興交付金（平成 20 年度～22 年度）の概要

ア 地域振興交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 1 日施行）

要綱の主な内容は、次のとおりである。

## (ア) 目的

大阪市地域振興会の活動に対し、交付金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする。

## (イ) 対象経費等

地域振興交付金は、大阪市地域振興会が行う①行政連絡事項の周知に関する活動（ポスターの掲示、回覧の回付等）、②関係機関等との協働に関する活動（区震災訓練、年末夜警等）、③地域振興会の運営に関する活動（連合振興会長会、振興町会長会等）、④その他市が特に依頼する事業に関する活動の行政協力活動の経費（各種委員の推薦等）を対象とするものとする。

交付先は、各区地域振興会とされ、各区地域振興会への地域振興交付金の算定基準額は、1区あたり 1,000,000 円、1連合地域振興会あたり 30,000 円、1振興町会あたり 35,000 円、1振興町会あたりの回覧回付世帯数に応じて 35,000～45,000 円を積算した額とされている。

## (ウ) 交付申請及び交付決定等

交付金の交付を受けようとする区地域振興会の代表者は、交付申請書を市長に提出し、市長は当該申請に係る書類を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書により交付金の交付申請を行った者に通知する。

## (エ) 取消し

市長は、交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の处分に違反したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

## (オ) 実績報告等

申請者は、交付決定通知を受けた事業が完了したときは、20日以内に事業実績報告書に、活動実績報告書、活動別使途報告書を添付して市長に提出しなければならない。また、市長は、申請者に対し必要に応じて立入検査を行うことができる。

## イ 手続の概要

申請、交付手続は、区地域振興会の会長が、市長あてに回覧回付世帯数のわかる書類を添付した交付金申請書を提出し、区役所が審査のうえ、交付を決定し、交付金交付決定通知書を交付している。

事業実績報告は、区地域振興会の会長が、市長あてに活動実績報告書、活動別使途報告書を添付し、実績報告書を提出している。

## (4) 淀川区三国連合振興町会

## ア 三国連合振興町会

概ね三国小学校通学域内振興町会をもって構成されており、設置目的は、地域の連帯感をたかめ、人間性豊かで、潤いのある町づくりに

努めるとともに、市区行政の円滑化並びに日本赤十字社の事業に協力し、もって地域社会の福祉の増進とその向上発展を図る事を目的としている。

実施事業は、地域振興事業及び連帯感の高揚に関する事業の企画推進及び助成、区振興町会及び地域振興町会との連絡調整並びにその事業の推進協力、市区行政に関する連絡調整及び事業の円滑な運営への協力等とされている。

#### イ 三国連合研修会

三国連合研修会規約に基づき、三国連合振興町会の各会長、連合女性部長で構成され、会員の研修と親睦を深め会員相互の発展を図ることを目的としている。

実施事業として年一回研修会を開催し、その経費は会費及び助成金をもって充てるとされている。

#### (5) 三国連合研修会への補助金及び交付金の交付実績

研修会に対する補助金及び交付金の交付実績は、次表のとおりである。

平成 20 年度においては、補助金及び交付金が併給されているが、当時、市民局が策定した「平成 20 年度の地域振興会への支援方策について」によると、交付金は補助金と併せて使用できるとされている。

| 年度       | 補助金     | 補助対象項目                               | 交付金     | 使途報告内容         | 合計        |
|----------|---------|--------------------------------------|---------|----------------|-----------|
| 平成 18 年度 | 255,610 | バス借上げ料・<br>会議室使用料                    |         |                | 255,610   |
| 平成 19 年度 | 200,000 | バス借上げ料・<br>会議室使用料<br>施設入場料・<br>損害保険料 |         |                | 200,000   |
| 平成 20 年度 | 150,000 | バス借上げ料・<br>会議室使用料                    | 120,000 | バス借上げ料         | 270,000   |
| 平成 21 年度 |         |                                      | 243,500 | 交通費、<br>バス借上げ料 | 243,500   |
| 平成 22 年度 |         |                                      | 231,000 | 交通費、<br>バス借上げ料 | 231,000   |
| 合計       | 605,610 |                                      | 594,500 |                | 1,200,110 |

#### (6) 淀川区役所による三国連合振興町会への事実確認

淀川区役所市民協働課は、本件監査請求を受けて連合振興町会長に説明を行い、関係資料等の提出を依頼し、8月 24 日（水）、26 日（金）に資料等の確認を行うとともに、特に区に提出されていない平成 21 年度、平成 22 年度の交付金に関する収支関係及び研修関係資料について、支出状況及び写真等により実施状況の確認を行った。資料等については、特に活動実績報告書及び活動別使途報告書に基づく収支報告書や、領収

書等で交付金が大型バス借り上げ代等、報告書のとおりに使用されていることが確認できた。

また、以下についての事情を聴取した。

#### ア 研修会と連合振興町会との関係

研修会については、地域のリーダーである各町会長等が参加することによって、ライフライン等の施設視察やまちづくりについての話し合いができる、地域全体の活性化に還元できる有意義なもので、研修会規約は連合振興町会長研修会を明文化したものであると認識しており、研修会の実施主体は連合振興町会である。

#### イ 連合振興町会としての補助金及び交付金の請求

平成 18 年度に補助金制度が設置され、研修会のバス代（交通費）について交付要綱に沿って補助対象になるのかを区役所に確認し、了解を得て請求してきた。

また、平成 20 年度において、補助金と交付金の請求についても、交付金制度が新設され、補助金率が下がるなかで、研修会の事業実施に関わり補助金と併せて交付金を使うことが要綱に適合するのかを区役所に確認し、適合するとの確認を得て地域として適正な執行を図ってきた。

#### ウ 研修会の目的及び効果

研修会を通じ、特に防災及びライフライン関係等の施設視察において、日常の地域における防災への取り組みの必要性と、日ごろの地域コミュニケーションの重要性、連合振興町会をはじめ地域社会福祉協議会や各種団体との協調で地域力の強化を図ることの役割も研修会を通じて再認識してきた。その効果は避難所開設訓練をはじめとする防災や安心安全、放置自転車対策や日々のまちづくり課題などに取り組むことにつながっているものと考える。

#### エ 研修会における連合振興町会内で問題指摘

当時の第 7 振興町会長から研修会だけでなく、連合振興町会運営に関わってたびたび意見が出されたがその都度会議で応答し、文書での質問も受けたが、誠意を持って応えてきた。

また、研修会でのバス車中の飲酒については、研修目的が終わるまで控えており、飲酒等は夕刻の会議終了後として区別してきた。

#### オ 繰越金について

大阪市の補助金等からの繰越金は発生していないが、研修会員の個人負担金（30,000 円）である会費において、平成 18 年度から平成 19 年度には 45,706 円、平成 19 年度から平成 20 年度には 44,045 円を繰越金として収入し研修会で使用してきていることが確認できた。平成 20 年度では残額 520 円、平成 21 年度では残額 21,573 円が発生したが連合振興町会活動の他事業へ使用してきたとのことであり、平成 22 年度については、残額は発生していない。

## (7) 研修会行程表における社会見学時間

研修会への参加は、1人につき30,000円を私費で負担しているが、行程表に「社会見学」等と記された研修自体に充てられていると考えられる時間は、2日間の日程のうち概ね3時間程度である場合がほとんどであり、年度によっては研修場所と宿泊場所がまったく異なる場合も見受けられる。

## 年度別研修実績時間

| 年度 | 社会見学等                  | 到 着   | 出 発   | 滞 在 時 間 | 滞 在 計  |
|----|------------------------|-------|-------|---------|--------|
| 18 | 1日目・水道記念館（泊:若狭）        | 9:00  | 10:10 | 70分     | 2時間40分 |
|    | 2日目・大飯原子力発電所           | 9:30  | 11:00 | 90分     |        |
| 19 | 1日目・震災記念館（泊:赤穂）        | 10:15 | 11:20 | 65分     | 3時間5分  |
|    | 文化会館にて会議               | 15:45 | 16:45 | 60分     |        |
| 20 | 2日目・関西電力大河内発電所         | 11:00 | 12:00 | 60分     | 4時間45分 |
|    | 1日目・人と防災未来センター（泊:和歌の浦） | 9:30  | 11:45 | 135分    |        |
|    | ホテル内会議室にてミーティング        | 16:30 | 17:30 | 60分     |        |
| 21 | 2日目・なにわの海の時空館          | 15:00 | 16:30 | 90分     | 3時間    |
|    | 1日目・名古屋市港防災センター（泊:西浦）  | 10:30 | 12:00 | 90分     |        |
| 22 | 2日目・東邦ガスエネルギー館         | 10:20 | 11:50 | 90分     | 3時間20分 |
|    | 1日目・阿倍野防災センター（泊:大津）    | 10:15 | 11:45 | 90分     |        |
|    | 2日目・滋賀県立琵琶湖博物館         | 9:40  | 11:30 | 110分    |        |

## (8) 事業実績報告に伴う履行確認の透明性の確保

各区地域振興会への公費支弁については、平成18年度から平成20年度は地域振興活動補助金として対象事業を特定したうえで支出され、事業終了時には事業実績報告書の提出とともにその使途が確認できる書面、写真及びポスター等を市長に提出することとされていた。

その後、平成20年度に地域振興交付金制度が制定したことにより、補助金から交付金へと順次移行がなされ、事業実績報告については、事業実績報告書を提出し必要に応じて立入検査ができるとされるなど履行確認の手続きが変更された。

平成23年度からは大阪市地域交付金交付規則に基づき地域交付金として公費支弁されており、事業実績報告書に関しては、交付対象団体は事業が完了したときは地域振興交付金事業実績報告書に各活動実施単位の活動実績報告書を添付し、市長に提出しなければならないとされ、履行確認においても、各活動実施単位の活動実績報告書の審査及び根拠資料

の調査等により、当該報告に係る事業の成果が交付金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、速やかにその旨を地域振興交付金事業履行確認書により、交付対象団体に通知することとされている。

## 2 監査対象局の陳述内容等

本件住民監査請求における大阪市地域振興活動補助金及び大阪市地域振興交付金に関する指摘内容について、市民局及び淀川区役所において改めて事実関係を確認したが、それぞれの補助金等の支出については、大阪市補助金等交付規則並びに補助金等の交付要綱の趣旨に沿った運用、処理がなされている。

地域振興活動補助金は、コミュニティづくりをはじめ、行政情報の周知等行政協力を担う大阪市各区地域振興会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対して補助する制度として平成 18 年度に新設した事業補助金である。

補助対象事業については、コミュニティづくりに関する事業、福祉・健康に関する事業、安心で快適なまちづくりに関する事業、環境美化に関する事業、その他地域の活性化につながる事業としている。

補助率については、平成 18 年度は上限を定めた全額補助、平成 19 年度は上限を定めた 3 分の 2 補助、平成 20 年度から 22 年度は 2 分の 1 補助とし、補助対象経費は、報償費、印刷製本費、消耗品費、諸団体への助成金等である。

支出の手続きについては、予算の配分は市民局から各区役所に行い、区地域振興会からの申請に基づき区役所が交付の決定を行うとともに概算払いにより支出し、事業終了後には、区地域振興会より区役所に提出された実績報告書及び決算書、領収書等使途のわかるものの写し等の添付書類を審査するとともに必要に応じて現地調査等を実施し確認を行い、補助金額確定通知書により区地域振興会に通知している。

地域振興交付金については、大阪市地域振興会の活動に対し、交付金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とし、地域振興会の活動に要する基礎的な経費を支援する制度として平成 20 年度に新設した制度である。

交付対象としては、大阪市地域振興会が行う、行政連絡事項の周知に関する活動、関係機関等との協働に関する活動、地域振興会の運営に関する活動、その他市が特に依頼する事業に関する活動の行政協力活動の経費としている。

支出手続きについては、平成 20 年度から 22 年度までは、市民局から各区役所へ予算配分し、区地域振興会からの回覧回付世帯数のわかる書類を添付した申請に基づき区役所が交付の決定を行うとともに前金払いにより支出し、事業完了後には、区地域振興会より区役所に提出された事業実績報告書及び活動別使途報告書等に基づき、実績の確認を行っている。

補助金及び交付金については、この間の住民監査請求における公金の交付にかかる監査委員の意見をふまえ、市民局と区役所が連携し、団体への指導を行うとともに区における審査体制の拡充を図ってきた。

また、平成 23 年度から新たな市政改革の基本方針に基づき、地域から市政を変える取組を推進するため、公共的な地域活動のより一層の活性化を目的として、地域のコミュニティづくりや、安全・安心なまちづくり等の地域活動に活用するために新たに地域交付金制度を創設するとともに補助金を廃止した。

交付金の使途の確認については、区役所における地域担当職員による履行確認や、必要に応じて現場調査や関係先への聴取を行うなど、事業報告の審査をより厳格に行うことにより、引き続き適正な公金の支出に努める。

淀川区役所における補助金の流れについては、交付に先立って各連合振興町会長で構成される淀川区地域振興会において、淀川区地域振興会・各連合振興町会のそれぞれの配分額について提案・承認があり、その後に、事業計画書等をもとに区地域振興会から区役所に補助金交付申請があった。

区役所は、補助金交付要綱に従い、事業内容を審査し、申請された事業が要綱第 3 条の補助対象事業であることを確認したうえで区地域振興会に対し交付決定を行った。

これを受け、区地域振興会は区役所に補助金の請求を行い、補助金を受領し、その後、各連合振興町会から事業内容・予算額と事業目的・効果などを示した積算根拠をもとに区地域振興会長あて提出された交付申請書について要綱に基づき審査を行い、各連合に補助金が配分された。

当該三国連合振興町会の補助金額は、平成 18 年度 638,000 円、平成 19 年度 698,000 円、平成 20 年度 335,071 円、平成 21 年度 292,015 円、平成 22 年度 300,000 円である。

各連合振興町会から事業実施後に、補助対象事業の事業実績報告書、決算書等が区役所に提出され、区役所は要綱により、報告書類等の審査とともに領収書の写し等で確認を行い、適合すると認められたので補助金額確定通知書により区地域振興会に通知した。

また、平成 20 年度から新設された交付金についても、補助金と同様に交付に先立って各連合振興町会長で構成される淀川区地域振興会において、淀川区地域振興会・各連合振興町会のそれぞれの配分額につきまして提案・承認があり、その後、交付金交付要綱に基づき申請、審査、承認後、各連合に配分されている。

当該連合の交付金額は、平成 20 年度 1,682,500 円、平成 21 年度 1,682,500 円、平成 22 年度 1,737,500 円であり、要綱に沿って、年度末に活動実績報告書、活動別使途報告書の提出に基づき審査を行い適合の確認を行った。

以上、平成 18 年度～22 年度の補助金の交付決定、清算確定等の補助目的が達成されているかの確認、また平成 20 年度～22 年度の交付金の交付決定、交付対象事業の確認などについては、特に書類等に不備な点もなく、

要綱に基づいて活用されており、適正に処理されているものと考える。

また、三国連合研修会における補助金、交付金に係る支出状況、履行確認状況等については、本請求に伴いより詳細な審査を行うため、当該連合振興町会への立ち入り調査、当該連合会長等への事情聴取、当該連合振興町会の収支決算報告書、領収書原本等を調査したところ、次の事実関係を確認した。

平成 18 年度の補助金については、大型バス代借り上げ料、通行料、駐車料及び会議室料を含めて計 255,610 円の全額補助であり、請求書に基づく領収書や事業実施写真についても確認を行った。

平成 19 年度補助金については、補助対象額が大型バス代借り上げ料、通行料、駐車料及び会議室料等含め計 292,910 円となっており、内補助金額は 200,000 円であり、請求書に基づく領収書や事業実施写真についても確認を行った。

平成 20 年度の補助金については、補助金対象が大型バス代借り上げ料、通行料、駐車料及び会議室料を含め計 300,250 円となっており、内補助金額は 150,000 円であり、請求書に基づく領収書や事業実施写真についても確認を行った。また、平成 20 年度は交付金制度が新設されたため、大型バス借り上げ料に 120,000 円の支出が確認されている。

平成 21 年度の交付金については、大型バス借り上げ料、通行料及び駐車料等を含め 243,500 円が支出され、請求書に基づく領収書や事業実施写真について確認を行った。

平成 22 年度の交付金については、大型バス借り上げ料として 231,000 円が支出され、請求書に基づく領収書や事業実施写真について確認を行った。

以上、三国連合研修会の支出に係る執行状況については、事実に基づく内容が確認でき領収書や実績報告書等に不適正な点は見当らなかった。

また、本請求により指摘されている研修会費への補助金等の取り扱いについては、平成 18 年度の各区企画振興係長会において、市民局から、研修会への補助については、交通手段も含めて必要性が認められれば補助の対象になるとの見解が示されている。

三国連合研修会の各年度の研修内容等を精査しても、例えば防災等のテーマを設定して防災関係施設及びライフライン施設等を中心に視察し、日常のコミュニティ活動を見つめ直し、地域のリーダーである町会長等の役員が率直な意見交換や情報共有を図ることで、地域の活性化を図ることなどを目的として開催されているものと認識している。

当該連合振興町会は、区の中でもいち早く地域住民を対象に避難所開設訓練を開催するなど、防災をはじめ日常における地域活動へ献身的な取組を行っており、それぞれの研修会において、全員が同時に遠距離等に移動するための交通手段として、効率性及び合理性からもバスの利用は妥当であり適正と認識している。

次に、三国連合振興町会は、研修会規約を別途に定めて研修会を実施しているが、当該連合会長等からの説明によれば、当該連合の研修実施のため明文化したものと認識しており、研修会の実施主体は三国連合振興町会であり、研修会の案件についても、当該連合振興町会長会議で承認され、案内も当該連合振興町会長名で出されているとのことであった。

また、各年度の補助金・交付金における実施報告書等や添付の領収書も当該連合振興町会であり、別組織とは考えにくく、区としても当該連合振興町会からの実績確認書や領収書等で要綱に基づく審査等を行ってきた。

研修会には、日常のまちのコミュニティづくりや防災、防犯、安全まちづくり、放置自転車対策など当該連合地域の中心的な活動をする、大阪市地域振興会役員改選要綱に沿って選出されてきた町会長等が参加し、施設視察と町会長会議、日常活動の意見交換などの内容で実施され、コミュニティづくりや地域の活性化につながるものであり、研修の成果は引き続き地域に還元されるものと考えられる。

また、三国連合研修会に関する区役所等への問い合わせについては、当時の関係職員に事情聴取等を行ったが、地域振興会のあり方や研修会への補助金支出などについての質問があり、組織や制度の内容等について回答を行ったとのことであり、当該連合振興町会においても、研修会の実施については町会長会議で議案として承認され、収支報告も行い、確認や承認を受けてきていることを当該連合会長から聴取した。

以上、今回の調査によって、補助金及び交付金については交付要綱に基づき活用がされてきたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適正に執行していると認識しており、交付決定の取り消し、返還を求めるに至らないと考えている。

### 3 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求の監査対象事項は、前述のとおり、平成 22 年度に淀川区地域振興会に交付された地域振興交付金について、本市職員等に違法不当な公金の支出（精算）があるかどうかであるが、請求人は、交付金が充てられた三国連合研修会について、この行程では観光旅行としかとれないのであって、例えば、阿倍野防災センターに行った後、集会所等でミーティングを行っているといった行程であれば、研修と言わざるを得ないが、この研修旅行は、明らかに観光旅行である旨主張する。

これに対して、淀川区役所は、交付金について、要綱に沿って、年度末に提出される活動実績報告書、活動別使途報告書の審査を行い、三国連合研修会については、2月 19・20 日に実施され、阿倍野防災センター及び琵琶湖博物館への研修に 24 名が参加されたこと、同事業の経費として交通費バス代等に 231,000 円の交付金が充當されたことを確認し、事業内容としては、交付金要綱第 3 条第 3 号の「地域振興会の運営に関する活動」

に該当し、「交通費バス代等」についても、市民局から研修会への補助については、交通手段も含めて必要性が認められれば、補助の対象となるとの見解が示されていることから、全員が同時に遠距離等を移動するには交通手段として効率性、合理性からもバスの利用は妥当であり、適正と認識している旨説明する。

この点、交付金要綱第12条によれば、申請者は、交付決定通知を受けた事業が完了したときは、20日以内に大阪市地域振興交付金事業実績報告書を市長に提出しなければならないとされており、事業実績報告書には、活動実績報告書及び活動別使途報告書を添付することとされている。

本件において申請者から提出された事業実績報告書、活動実績報告書及び活動別使途報告書には、三国連合研修会の開催月日、研修場所が阿倍野防災センター及び琵琶湖博物館であったこと、交通費バス代等として交付金が231,000円充当されたことが記載されているものの、請求人が言うような観光旅行が疑われるような行程表等の書面は一切添付されていない。

本市職員等としては、本交付金の使用等が適正になされていないのではないかと合理的に疑われる具体的な事情があった場合には、要綱に定められた交付対象に適合した使用等がなされているかを疑って調査すべき職務上の義務があるものの、財務会計上の行為をなすべき際の注意義務の要素として、悉皆調査をすべきことまでは予定されていないと言うほかなく、本件の場合、申請者から提出された実績報告書等の記載内容から、調査すべき具体的な事情があったとまでは言えない。

そうすると、請求人の主張から、本市職員等による違法不当な公金の支出（精算）があったとまでは言えない。

#### 4 結 論

以上の判断により、交付金について履行確認の不備等により市に損害を生じさせているとする請求人の主張には理由がない。

（意見）

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、今回の監査の過程において、平成18年度から平成22年度における本件研修会の行程表が明らかになったところである。それらによると1泊2日の研修会に対し参加者が1人につき30,000円を私費で負担しているとはいえ、行程表に「社会見学」等と記された研修自体に充てられていると考えられる時間は、2日間の日程のうち概ね3時間程度である場合がほとんどであった。また、年度によっては研修場所と宿泊場所がまったく異なる場合も見受けられるなど本件研修会は、基本的な性格や目的において観光的な要素が強いものであったと言わざるを得ない。

そうすると、「社会見学」等については、地域における避難所開設訓練の実施など住民による防災に強いまちづくりに役立つ側面があることをとらえて、補助金等の充当が可能であるとしても、それらは本件研修会の一部を占めるにすぎないのであるから、本件研修会の全行程にかかるバス代等につい

て、すべて公費で支弁することは疑問の余地がないわけではない。

もとより、本件補助金及び交付金の財源は公金である。したがって補助金制度下においては言うに及ばず交付金制度下においても、その使途が交付相手方の全くの自由であるわけではない。本件交付金は、地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的として地域振興会の活動に対し交付されるものであり、直接的又は間接的に地域振興活動の発展・地域住民の福祉の増進に役立つものでなければならないという一定の制約があることは明らかである。本件請求では、まさに交付対象事業が公金を充当するに足る実質的な内容があるかどうかが問われているのである。

仮にも本市職員等が地域住民相互に理解や懇親を深めることが円滑な地域運営につながる側面があるなどとして、研修目的の交通費バス代等であればすべて補助金等の対象になりうるとの固定観念のもとに事業実績報告書等の確認を漫然と行うようなことがあってはならない。

一方、各区の地域振興会が行う地域おこし等の活動が地域コミュニティの活性化に果たしている役割は非常に大きく、地域振興会の存在なくして今日の地域コミュニティの活性化は考えられない。

したがって本市としては、あらためて本件補助金及び交付金の趣旨・目的に照らし、必要に応じて交付過程を総合的に点検し直し、より明確な基準を定めるなど必要な措置を講ずるべきである。

(監査・人事制度事務総括局監査部監査課)

(平 23. 9. 26 掲示済)



#### 大阪市監査委員告示第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 1 項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を他の者に補助させることについての協議を行い、協議が調ったので同条第 2 項の規定により告示する。

平成 23 年 10 月 7 日

|         |         |
|---------|---------|
| 大阪市監査委員 | 前 田 修 身 |
| 同       | 床 田 正 勝 |
| 同       | 高 橋 敏 朗 |
| 同       | 高 瀬 桂 子 |

包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間

氏名 小川 裕子

住所 兵庫県西宮市甲子園二番町 2-45

期間 平成 23 年 9 月 27 日から平成 24 年 3 月 31 日

(監査・人事制度事務総括局監査部監査課)

## 公 告

### 大阪市公告第 137 号

平成 23 年 9 月 22 日付け大阪市公告第 126 号及び同日付け大阪市公告第 127 号の一部を次のとおり訂正する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

#### 1 平成 23 年 9 月 22 日付け大阪市公告第 126 号の一部訂正

4 入札実施要領の交付場所等の項中「(2) 入札実施要領の交付方法 公示の日から平成 23 年 10 月 25 日 (火) まで (日曜日、土曜日及び祝日は除く。) ○平成 23 年 9 月 30 日まで 午前 9 時 30 分～午後 1 時、午後 1 時 45 分～午後 5 時 ○平成 23 年 10 月 1 日から 午前 9 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時 前記 1 において無償により交付する。(3) 入札参加申込書の受付期間 平成 23 年 10 月 13 日 (木) から同月 25 日 (火) まで (日曜日及び土曜日は除く。) 午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで」とあるのを「(2) 入札実施要領の交付方法 公示の日から平成 23 年 10 月 25 日 (火) まで (日曜日、土曜日及び祝日は除く。) 午前 9 時 30 分～正午、午後 2 時～午後 5 時まで 前記 1 において無償により交付する。(3) 入札参加申込書の受付期間 平成 23 年 10 月 13 日 (木) から同月 25 日 (火) まで (日曜日及び土曜日は除く。) 午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 2 時から午後 5 時まで」と訂正する。

#### 2 平成 23 年 9 月 22 日付け大阪市公告第 127 号の一部訂正

4 入札実施要領の交付場所等の項中「(2) 入札実施要領の交付方法 公示の日から平成 23 年 11 月 8 日 (火) まで (日曜日、土曜日及び祝日は除く。) ○平成 23 年 9 月 30 日まで 午前 9 時 30 分～午後 1 時、午後 1 時 45 分～午後 5 時 ○平成 23 年 10 月 1 日から 午前 9 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時 前記 1 において無償により交付する。(3) 入札参加申込書の受付期間 平成 23 年 11 月 1 日 (火) から同月 8 日 (火) まで (日曜日、土曜日及び祝日は除く。) 午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで」とあるのを「(2) 入札実施要領の交付方法 公示の日から平成 23 年 11 月 8 日 (火) まで (日曜日、土曜日及び祝日は除く。) 午前 9 時 30 分～正午、午後 2 時～午後 5 時まで 前記 1 において無償により交付する。(3) 入札参加申込書の受付期間 平成 23 年 11 月 1 日 (火) から

同月 8 日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 2 時から午後 5 時まで」と訂正する。

（契約管財局管財部管財担当市有不動産売却グループ）



## 大阪市公告第 138 号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

### 1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号  
あべのルシアス 13 階  
大阪市環境局総務部総務課  
電話 06-6630-3164

### 2 入札に付すべき事項

| 売扱物品名       | 数量 |
|-------------|----|
| 工事廃材等（舞洲工場） | 一山 |

### 3 下見日時及び場所

| 下見場所 | 保管場所           | 下見日時                                    |
|------|----------------|-----------------------------------------|
| 舞洲工場 | 此花区北港白津 1-2-48 | 平成 23 年 10 月 27 日（木）<br>午前 10 時～午前 11 時 |

### 4 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）
- (2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成 22・23 年度物品売扱入札参加承認証の写し

※平成 22・23 年度の物品売扱入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売扱入札等のご案内→「平成 22・23 年度申請書」からダウンロードすること

### 5 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成 23 年 10 月 26 日（水）午後 5 時 30 分まで

### 6 入札説明書の交付場所等

上記 1 及び大阪市ホームページからダウンロード可  
([http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubarahin\\_nyusatsuanken](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubarahin_nyusatsuanken))

/21-Curr.htm1)

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

落札者は契約金額の 100 分の 10 以上を指定期限までに納付すること

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

9 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成 23 年 10 月 28 日 (金) 午前 10 時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアスビル 12 階 大阪市環境局入札室

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 入札の無効

(1) 大阪市契約規則(昭和 39 年大阪市規則第 18 号)第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

但し、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は、次順位のものを落札者とする。

13 その他

(1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

14 問い合わせ先

(売扱物品に関する問い合わせ先)

環境局施設部舞洲工場 電話 06-6463-4153

(入札・契約に関する問い合わせ先)

環境局総務部総務課 電話 06-6630-3164

(環境局総務部総務課)



## 大阪市公告第 139 号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成 23 年 10 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

## 1 担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10

A T C ビル I T M 棟 10 階

大阪市港湾局総務部経営監理担当（調達）

電話 06-6615-7716

## 2 入札に付すべき事項

## ① 中古小型パワーショベル 1 台

| 製造メーカー            | 購入年月            | 車両番号     | シリアル番号   | 機械タイプ  | 機械総質量  | 平均接地圧 |
|-------------------|-----------------|----------|----------|--------|--------|-------|
| IHI<br>(石川島建機(株)) | 平成 11 年<br>10 月 | IHI 12JX | BG001043 | 後方超小旋回 | 1400kg | 24Kpa |

| 最大積載質量 | バケット容量                        | 定格出力   | 最高走行速度  | ブレーカユニット最大質量 | 排ガス対策指定        | 低騒音指定                      |
|--------|-------------------------------|--------|---------|--------------|----------------|----------------------------|
| 79kg   | 0.022~<br>0.044m <sup>3</sup> | 9.56KW | 2.9km/h | 90kg         | 第 1 次<br>基準値適合 | ‘97 年度<br>基準<br>超低騒音<br>適合 |

## ② 中古軽トラック（なにわ 40 や 2584）1 台

| 車名  | 初度登録年月        | 車台番号             | 型式      | 種別   | 車体の形状  | 原動機の型式 | 燃料の種類 |
|-----|---------------|------------------|---------|------|--------|--------|-------|
| マツダ | 平成 4 年<br>6 月 | なにわ 40 や<br>2584 | V-DJ51T | 軽自動車 | キャブオーバ | F6A    | ガソリン  |

## 3 下見の日時及び場所

入札に参加しようとする者は、次の日時・場所において行なう下見に参加すること。

日 時 平成23年10月25日（火）午前10時00分～午前10時45分

場 所 大阪市住之江区南港中6丁目2番44号  
大阪市港湾局敷地内

#### 4 入札参加資格

平成22・23年度物品売払入札参加承認を受けていること  
承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成23年10月24日（月）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

\*平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成22・23年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

\*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

#### 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成23年10月24日（月）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

#### 6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証を確認することによるので、持参すること

#### 7 仕様書の交付方法

本公告の日から大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

#### 8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

#### 9 入札保証金

免除

#### 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

#### 11 入札執行場所

## 大阪市港湾局入札室

(大阪市住之江区南港北2-1-10 A T Cビル1TM棟10階)

## 12 入札執行日時

平成23年10月26日(水) 午前10時30分

## 13 入札の方法

物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

## 14 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

## 15 入札の無効

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(注1) 下見についての主管担当立会者確認印の無い入札

(注2) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

## 17 その他

(1) 契約締結時において、4(1)の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

## 18 問い合わせ先

港湾局総務部経営監理担当(調達) 電話 06-6615-7716

(港湾局総務部経営監理担当)